空き店舗等の利活用を応援！

『　興部町空き店舗等再生応援事業補助金　』

空き店舗等を購入し事業に利活用する事業者に対し、経費の一部を補助金として交付します。

［補 助 金 額］

補助対象経費の　１／２（千円未満切り捨て）　　上限は、500 万円。

［補 助 要 件］

対 象 者

～商工会の事前審査を必ず受けて下さい。～

商店街等における空き店舗等を購入し、次のいずれにも該当する事業者とします。

- ○ 町内に住所を有する事業者であること。
- ○ 空き店舗等の所有者の親族などから、引き継ぐ店舗等でないこと。
- ○ 興部町商工会が審査し認めたもの。
- ○ 小売業など地域の活性化に資するものとして認めたもの。
- ○ 店舗等を転貸しないこと。
- ○ 営業等に必要な許認可を受けていること。
- ○ 興部町商工会の会員及び会員になるもの。
- ○ 申請年度内に店舗等を設けること。
- ○ 町税等を滞納していないこと。

対象経費

補助金の対象となる経費は、次に該当するものとします。

- ○ 空き店舗等の取得に要する経費。
- ○ 店舗等の新築・改築・改修等に要する経費。
- ○ 設備、備品の購入に要する経費。
- ○ 駐車場など事業に必要とする構築物に要する経費。
- ○ 空き店舗等の解体に要する経費。
- ○ 家具や備品などの処分に要する経費。

公募期間（商工会事前審査公募期間）

- ○ 令和７年6月9日［月］～　令和７年8月29日［金］まで

［手続きの流れ］

公募(事前申請期間)（商工会に事前相談）　⇨　商工会審査（決定）　⇨　町へ申請・審査（交付決定）　⇨　事業完了報告（令和8年3月31日まで事業完了）　⇨　【確認・検査】　⇨　【補助金交付】

［申 請 手 続 き］

〇事前申請・審査～　公募期間中に、必要書類を町商工会へ提出して下さい。提出する前に事前に相談（町商工会）してください。

〇町への交付申請～　商工会にて審査決定後、必要書類を添付して町に申請してください。

［申請 及び 事業完了後に必要な書類］

≪事前申請時の必要書類≫

1．補助金交付申請書
2．事業計画書
3．空き店舗等の売買契約書の写し
4．店舗等の改築・設備等に要する経費の見積書
5．現況写真・カタログ等の写し

≪町への申請時の必要書類≫

1．事前申請書類の１～５までの書類
2．住民票の写し（法人の場合は代表者）
3．登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合）
4．営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る）
5．開業届の写し（個人の場合で税務署に提出した開業届）
6．定款の写し（法人の場合）
7．納税等状況調査報告書
8．誓約書

≪完了後の必要書類≫

1．補助事業実績報告書
2．事業報告書
3．収支報告書
4．経費の支払いを証明する書類（領収書・振込依頼書等の写し）
5．工事完成写真、設備・備品等の写真

※ 申請等様式の配布場所

・興部町商工会、役場 2F まちづくり推進課に用意しております。
・興部町ホームページから申請様式のダウンロードができます。
https://www.town.okoppe.lg.jp/cms/section/kikaku/hanrokaitaku.html

≪お問合せ先≫

・興部町役場　まちづくり推進課　商工観光係　TEL0158－82－2132
・興部町商工会　TEL0158-82-2217